

◎新潟県教育委員会告示第11号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

平成26年 7月11日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(12) (略)</p> <p>(13) 配偶者同行休業 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年新潟県条例第67号）第5条第1項の規定による承認を受け、その職を保有したまま職務に従事しないことをいう。</p> <p>(14) ～(20) (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ (発令事項) 欄の記入</p> <p>(略)</p> <p>11 配偶者同行休業</p> <p>(1) <u>配偶者同行休業</u>を承認する 平成 年 月 日から <u>配偶者同行休業期間</u> 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) <u>配偶者同行休業期間</u>を平成 年 月 日まで延長する</p> <p>(3) 職務復帰を命ずる 注 <u>配偶者同行休業の期間満了の場合</u>は職務復帰命令を省略する。</p> <p>(略)</p> <p>18 <u>再任用</u></p> <p>(1) <u>教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合</u> <u>新潟県公立学校教員に再任用する</u> <u>〇〇に補する</u> <u>教育職2級に決定する</u> <u>新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を命ずる</u> <u>〇〇課程担当を命ずる</u> 平成 年 月 日から <u>期間</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(12) (略)</p> <p>(13) 在外勤務等同行休業 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）第20条第1項の規定による承認を受け、その職を保有したまま職務に従事しないことをいう。</p> <p>(14) ～(20) (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ (発令事項) 欄の記入</p> <p>(略)</p> <p>11 在外勤務等同行休業</p> <p>(1) <u>在外勤務等同行休業</u>を承認する 平成 年 月 日から <u>在外勤務等同行休業期間</u> 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) <u>在外勤務等同行休業期間</u>を平成 年 月 日まで延長する</p> <p>(3) 職務復帰を命ずる 注 <u>在外勤務等同行休業の期間満了の場合</u>は職務復帰命令を省略する。</p> <p>(略)</p>

平成 年 月 日まで	
<u>注</u> 短時間勤務職員として再任用する場合は、 職の末尾に「(週〇時間勤務)」を加える。	
(2) <u>再任用の任期を更新する場合</u> 再任用の任期を平成 年 月 日 まで更新する	
(3) <u>再任用の任期の満了</u> 再任用の任期の満了により退職した	
(略)	(略)